

富田林市中小企業・小規模企業振興条例 をみなさんご存知ですか？？

令和2年4月から条例が施行されました。



富田林市 

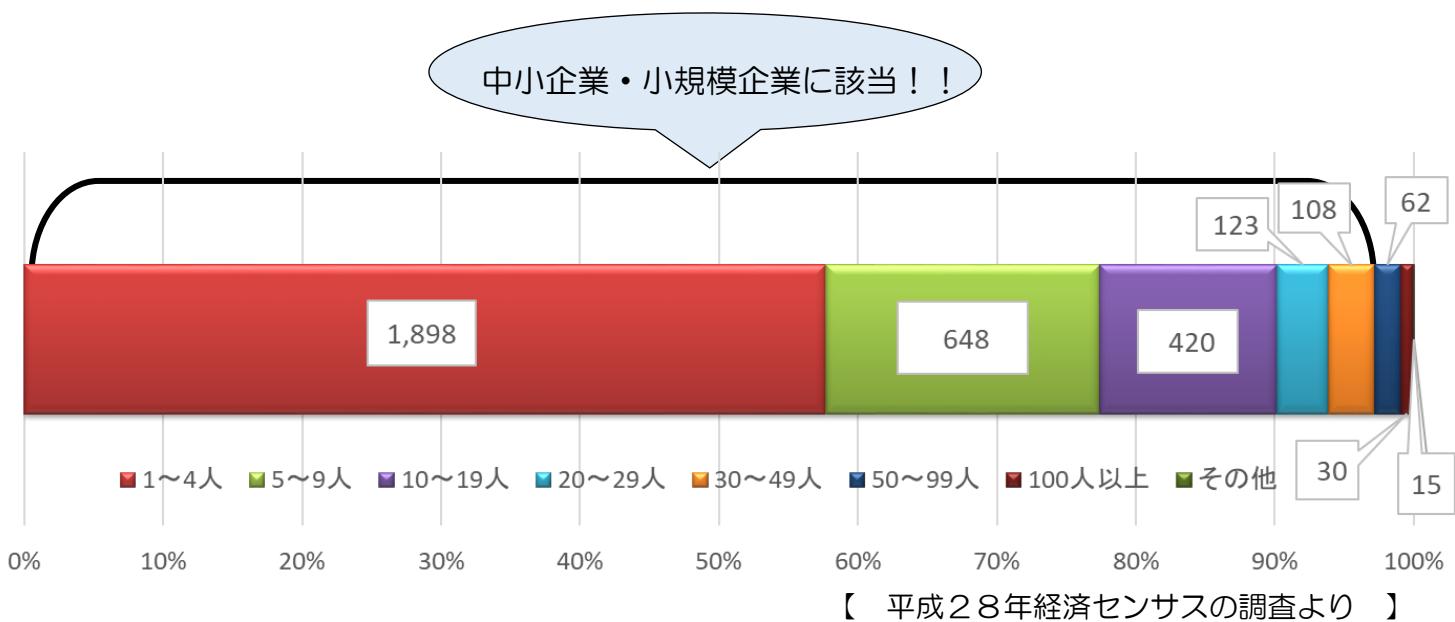
富田林市内の企業について

本市には約3,300の事業所があり、約33,000人が働いています。

従業員数が50人未満を中小企業・小規模企業と分類した場合、本市では50人未満の事業所が約3,200と、事業所全体の97%以上が中小企業・小規模企業で占められています。

事業所の従業員数別グラフ

中小企業・小規模企業に該当！！



【 平成28年経済センサスの調査より 】



なぜ条例が必要なのか

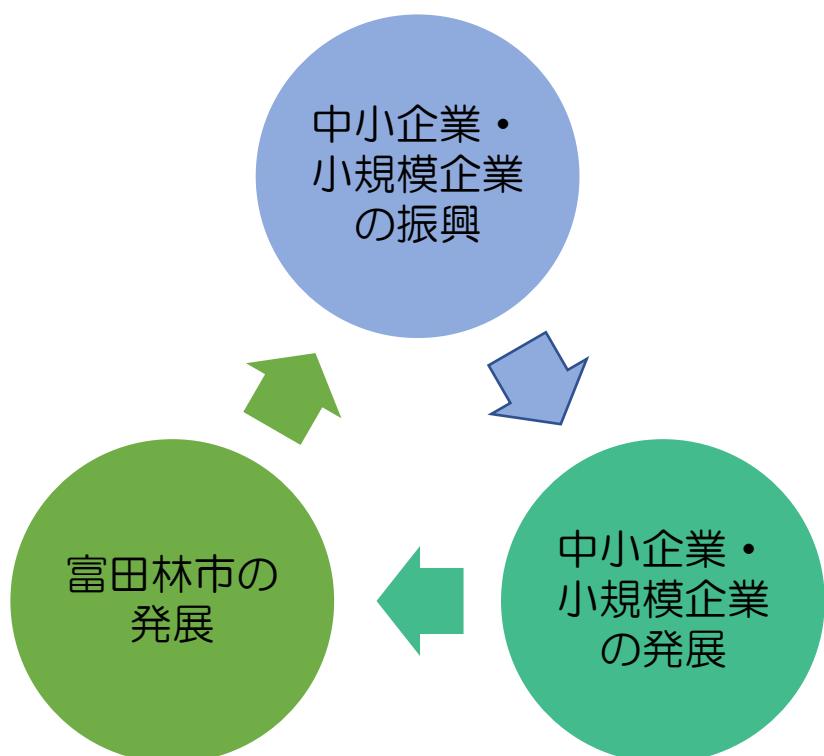
企業は、市民に身近な小売店や飲食店などから、機械や食品の製造を行う企業など多岐に渡ります。企業は市民の暮らしを豊かにするだけではなく、多くの市民が働いており、地域経済の活性化や市民の生活に大きな影響を与えています。

とりわけ本市では、中小企業・小規模企業が全事業所の97%以上を占めており、まちのにぎわいづくりに中小企業・小規模企業の継続的な振興が必要不可欠です。



中小企業・小規模企業の振興による好循環

中小企業・小規模企業の発展は市民の生活に深く関わっています。企業が発展すると新たな雇用が生まれたり、まちのにぎわい、市民サービスも向上するという好循環へつながっていくことが期待できます。



『富田林市中小企業・小規模企業振興条例』要約

第1条 目的

地域経済の活性化に重要である、中小企業・小規模企業振興の方向性を決め、市の責務、中小企業者等、大企業者、経済団体の役割及び市民の協力等を明確にすることで企業の発展や雇用の促進を図ります。それにより地域経済の活性化と市民生活の向上することを目的としています。

第3条 基本方針

本市は、6つの基本方針を定め、中小企業・小規模企業の振興に努めます。



中小企業・小規模企業の活性化

第4条 市の責務

第5条 中小企業者等の役割
第6条 大企業者の役割
第7条 経済団体の役割
第8条 市民の協力等

市の責務や中小企業等・大企業・経済団体の役割を明確にし、中小企業・小規模企業の活性化を支援します。

市の責務

- ①施策に必要な財政措置を講じるように努める。
- ②国・地方公共団体等と連携し、協働の推進に努める。

市民の協力等

- ①中小企業等の活性化が市民生活の向上に寄与することを理解。
- ②市の施策に協力。

中小企業者等の役割

- ①経営基盤の強化。
- ②雇用の確保、人材の育成、労働環境の整備。
- ③市の施策に理解・協力。

大企業の役割

- ①中小企業者等と共に存共栄を図る。
- ②市の施策に協力。

経済団体の役割

- ①中小企業者等の事業活動を支援。
- ②市の施策に協力。

行政、企業、市民などが協働してまちのにぎわいを推進しよう。



富田林市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市の地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針を定め、市の責務、中小企業者等、大企業者、経済団体の役割及び市民の協力等を明らかにすることにより、中小企業者等の発展及び市内における雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事業所又は事務所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者等以外の事業者をいう。
- (3) 経済団体 商工会、商業団体、工業団体その他地域経済の活性化に関わる団体をいう。

(基本方針)

第3条 市は、次に掲げる事項を中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針とする。

- (1) 中小企業者等の経営基盤強化の促進
- (2) 新たな中小企業者等の創出
- (3) 中小企業者等の人材育成及び雇用の促進
- (4) 中小企業者等の新技術及び新商品の創出
- (5) 産業集積の維持及び促進
- (6) 中小企業者等の魅力の向上

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携とともに、中小企業者等、大企業者、経済団体及び市民との協働の推進に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、雇用機会の確保、人材育成及び労働環境の整備を積極的に行うように努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、事業活動を通じ、市の施策を理解し、大企業者、経済団体及び市民との協働を行い、地域経済の活性化に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業者等との共存共栄を図るとともに、地域経済の活性化のため、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の事業活動を支援するとともに、地域経済の活性化のため、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(市民の協力等)

第8条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化、雇用の促進等、市民生活の向上に寄与することに理解を示すとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。